施設 以下 以下 以下 以下 以上 のののののののののののののののののののののののの	八・六 共用水 八・六 八・六 以上 外の公 以上 以上 エ・八 五・八 五・八	項目 特定施設 水域	有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態別表第三(第五条)	6 略 げる施設に係る排出水については、当分の間、適用しない。 ける施設に係る排出水については、当分の間、適用しない。	附則	改正後
施設 以下 以下 域に排 以下 以下 域に排 以下 以下 域に排 以下 、	度 の項に掲げる 八・六 八・六 共用水 八・六 八・六 エオン濃 一、二及び三 以上 以上 外の公 以上 以上 外	The control of the	有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態別表第三(第五条)	6 略 掲げる施設に係る排出水については、当分の間、適用しない。 掲げる施設に係る排出水については、当分の間、適用しない。 1~4 略 1~4 略	附則	改正前

含ルガー	量類 (含出サルノル会) 大力 (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属) (金属)		質遊場物		求 量	酸化量素学の び	素学的報
掲げる施設別表第一の一	施設の項に掲げる場がる	施設 の項に掲げる 別表第一の三	掲げる施設 及び二の項に 別表第一の一	○以上のものの項に掲げるの項に掲げるの項に掲げる	満のもの 施設のうち鶏 を が が にいの にいの	イ及びロの施 の項に掲げる	掲げる施設で二の項に
_	五	五〇	〇 (七)			1100	0 = 1
_	五	五〇	〇 元 一 一			1100	
_	五	五〇	0 (1-10)			1100	〇 介 (
〇 · 五	Ξ	五〇	〇 (七)			1100	0 = 1
〇 · 五	=	五〇	〇(七〇	1-10		1100	0 = =
〇 · 五	Ξ	五〇	〇 (九)			1100	9 = =
	1				1		

含有量	量類 (含出サルノ) 含物 (含物) また (含物) おいま (おりまた) また (おり	質 浮 量 物		求 酸 化 量 素 学 要 的	量素学生 及要的物 び求酸化
掲げる施設別表第一の一	施設 の項に掲げる 掲げる	施設 別表第一の三 別表第一の三 の項に掲げる を改工の項に	○以上のものり表第一の直に掲げるの項に掲げる	満のもの 石、 の飼養羽数が の の の の の の の の の の の の の	別表第一の三人という。現代の一人の一人ので一の項に別表第一の一人の項に
_	五	五〇七〇			
_	五	一 五 〇 九 〇	110		三〇一五〇
_	五	一五〇	1110		
· 五	111	五〇(七〇	1110		
〇 · 五	Ξ	五〇七〇	110		
〇 · 五	11.	五〇七〇	110		

有量	りん含		有量	窒素含			数	大腸菌		含有量	クロム	量	ン含有	マンガ	溶解性	量	鉄含有	溶解性		有量	亜鉛含		量	銅含有
掲げる施設及び二の項に	別表第一の一	掲げる施設	及び二の項に	別表第一の一	施設	の項に掲げる	一、二及び三	別表第一の	施設	の項に掲げる	別表第一の二		掲げる施設	及び二の項に	別表第一の一	施設	の項に掲げる	別表第一の二	施設	の項に掲げる	別表第一の二	掲げる施設	及び二の項に	_
八	一六	0)	(六	<u>-</u>			0	八〇							$\overline{\bigcirc}$			<u> </u>			五.			Ξ
八	一六	0)	(六	<u>-</u>			0	八〇							<u> </u>			<u> </u>			五.			=
							0	八〇							$\overline{\bigcirc}$			<u></u>			五.			=
八	六	\bigcirc	分	<u></u>			9	八〇			<u> </u>				$\overline{}$			$\overline{\bigcirc}$			五.			Ξ
八	一六	0	(六	<u></u>			0	八〇							0			<u> </u>			五.			=
							0	八〇							$\overline{\bigcirc}$			$\overline{\bigcirc}$			五.			三

の他のものを新設とする。ただし、大腸菌数、窒素含有量及びりん含有設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、そ七 既設、新設の区分は、昭和四十七年四月十九日以前に設置され、又は

						非にる方言	
	Į.	()		Į.	()	易げら西安に	有量
	5	\ \ ?		\ \ \ ?	\ \ ?	えが二つ頁ニー	
Ι	一 六	<u>-</u> 는		-	- 수	長第一	りん含
	0	0		0	9	掲げる施設	
	分	分		分	(六	及び二の項に	有量
<u>T</u>	<u></u>	<u></u>	T	$\frac{-}{\ddot{\bigcirc}}$	<u></u>	別表第一の一	窒素含
						施設	
0	0	0	0	0	0	の項に掲げる	
0	\bigcirc	0	0	0	0	一、二及び三	群数
	$\widehat{\Xi}$	(11)			(11)	別表第一の	大腸菌
						施設	
						の項に掲げる	含有量
<u></u>			_			別表第一の二	クロム
							量
						掲げる施設	ン含有
						及び二の項に	マンガ
<u> </u>	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{}$	<u> </u>	<u> </u>	$\overline{}$	別表第一の一	溶解性
						施設	量
						の項に掲げる	鉄含有
<u> </u>	$\overline{\bigcirc}$	$\overline{}$	<u> </u>	$\overline{}$	$\overline{}$	別表第一の二	溶解性
						施設	
						の項に掲げる	有量
五.	五.	五.	五.	五.	五.	別表第一の二	亜鉛含
						掲げる施設	
						及び二の項に	量
三	三	Ξ	=	Ξ	Ξ	別表第一の一	銅含有

備老

の他のものを新設とする。ただし、大腸菌群数、窒素含有量及びりん含設置の工事に着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、そ七、既設、新設の区分は、昭和四十七年四月十九日以前に設置され、又は

設とする。手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを新量については、この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事に着

八・九 略

別表第四(第五条)

有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態

項目	特定施設	既設	新設
水素イオン濃度	別表第一の一、二	五・八以上	五・八以上
	及び四の項に掲げ	八・六以下	八・六以下
	る施設		
生物化学的酸素要	別表第一の一及び	凹〇	四〇
求量及び化学的酸	二の項に掲げる施		
素要求量	設		
	別表第一の四の項	八〇	===
	に掲げる施設		
浮遊物質量	別表第一の一及び		
	二の項に掲げる施		
	設		
	別表第一の四の項	九〇	六〇
	に掲げる施設		
ノルマルヘキサン	別表第一の二の項	五.	五.
抽出物質含有量	に掲げる施設		
(鉱物油含有量)			
ノルマルヘキサン	別表第一の四の項		===
抽出物質含有量	に掲げる施設		
(動植物油含有			
量)			
フェノール類含有	別表第一の二及び	五.	五.
量	四の項に掲げる施		
	設		
銅含有量	別表第一の一、二	Ξ	三
	及び四の項に掲げ		

新設とする。 着手された工場又は事業場に係る特定施設を既設とし、その他のものを有量については、この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事に

八・九 略

別表第四(第五条)

有害物質に係る汚染状態以外の汚染状態

項目	特定施設	既設	新設
水素イオン濃度	別表第一の一、二	五・八以上	五・八以上
	及び四の項に掲げ	八・六以下	八・六以下
	る施設		
生物化学的酸素要	別表第一の一及び		
求量及び化学的酸	二の項に掲げる施		
素要求量	設		
	別表第一の四の項	八〇	
	に掲げる施設		
浮遊物質量	別表第一の一及び	0 1	
	二の項に掲げる施		
	設		
	別表第一の四の項	九〇	六〇
	に掲げる施設		
ノルマルヘキサン	別表第一の二の項	五.	五
抽出物質含有量	に掲げる施設		
(鉱物油含有量)			
ノルマルヘキサン	別表第一の四の項	三〇	===
抽出物質含有量	に掲げる施設		
(動植物油含有			
フェノール類含有	別表第一の二及び	五.	五.
量	四の項に掲げる施		
	設		
銅含有量	表第一の一、二	[11]	[11]
	及び四の項に掲げ		

の他の項目については一		りん含有量		窒素含有量	大腸菌数	クロム含有量	有量 溶解性マンガン含	溶解性鉄含有量	亜鉛含有量
については、排出水一リットルにには排出水一ミリリットルにつきい単位は、水素イオン濃度につい	に掲げる施設別表第一の四の項	設工の項に掲げる施別表第一の一及び	に掲げる施設 別表第一の四の項	設工の項に掲げる施別表第一の一及び	る施設の項に掲げります。	設四の項に掲げる施別表第一の二及び	る施設 る施設 る施設 これ の で の で の で の で に 掲げ の 一 、 二	設四の項に掲げる施別表第一の二及び	設の項に掲げる施設
	<u> </u>	八六	六〇	(六0)	八 〇 〇		0	0	五
つきミリグラム数とするコロニー形成単位とし、ては水素イオン指数、こ	五	八六	=0	(六0)	(八〇〇)		0	0	五

有量

る施設 及び四の項に掲げ

ロム含有量

四の項に掲げる施別表第一の二及び

溶解性マンガン含

別表第一の

 \bigcirc

0

溶解性鉄含有量

四の項に掲げる施別表第一の二及び

 \bigcirc

 \bigcirc

亜鉛含有量

る施設

四の項に掲げる施別表第一の二及び

五.

五

備考

りん含有量

二の項に掲げる施別表第一の一及び

八六

八六

別表第一の四の項

六〇

 \equiv

に掲げる施設

窒素含有量

る施設

二の項に掲げる施別表第一の一及び

(六二)

(六〇)

八腸菌群数

別表第一の

C

C

及び四の項に掲げ

設

二~七

略

二〜七 略 二〜七 略 こ〜七 略 一 許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸 一 許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸

に掲げる施設 別表第一の四の項

 \bigcirc

五

5/5